

事件の表示 昭和五九年(ネ)第八一四号

裁判長印 認判

証人調書

(この調書は、第六回口頭弁論調書と一体となるものである。)

期日	昭和六〇年三月二十五日 午後〇時三〇分
氏名	美作太郎
年齢	
職業	昭和六〇年二月十三日付 証人調書記載のとおり
住所	

宣誓

の他の

状況

前回の宣誓書(初カ)維持
裁判長は、宣誓の履行を促し、証人がこれを
了した旨を口頭で述べ、
かつ本調書の宣誓書に、別紙宣誓書を読取
あけ、その旨を述べた。

後に尋問されることになっている証人は、在
廷しない。

裁
判
所

陳述の要領

別紙速記録のとおり

裁判所書記官

中根正



「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印すること。

速記録

昭和六〇年 三月二十五日
第 六 回
公 判
口頭弁論

事件番号 昭和五九年(初)第八一四号

証 氏

名 人

美作太郎

控訴代理人 (五十嵐)

また、前回の確認を以ても、出版契約書とい
うものの普及の程度につき、大手出版社は
別にして、例えば、岩波とか筑摩書房では契約
書の普及程度は非常に高いという証言が
ありましたね。

ええ、そのとおりだと思います。

実際、どのくらい契約書というものを岩波な
り筑摩書房なりで使っているか、実態を調

二 裁 判 所

査の上で、証言がなされていふんでしようか。それとも、単なる勘に基づいて証言がなされたんでしようか。

岩波とか、筑摩書房とか、具体的に社名を挙げられませんか。私はその社の契約の実際を詳しく知りませんが、私は書籍出版協会の全出版業に対する調査という立場から三年前に行われたアンケート。それからその後、発展状況。そういう点から考えて出版契約書の普及度を考えて答えておきます。

特に集英社と講談社を挙げまして、集英社と講談社では、少くとも編集長の談話

により、契約書の普及率が非常に低い
 というところを申し上げまして、証人の方は、岩波
 とか、筑摩とかは高いけれども、言えて
 いざしただけいし、岩波とか、筑摩が普及率が高
 いと推測する理由というものはどういふところか。
 講談社や集英社でも契約書の普及率
 が非常に低いとは考えてはおりません。こゝに
 は実数を調べた上でないと申し上げられ
 ません。ただ、岩波や筑摩書房に比
 べて講談社や集英社、その他の社で
 契約書をみるに、あまり必要としないような種
 類の書物が出ている、というところも考へ
 られます。それからもう一つは、この出版

裁 判 所

界の中のカ関係というものがありません。大手出版社と非常に力の弱い著作権者との間には力関係がありました。法的には対等ですけれども。実際は大きな出版社の力に押されて、無名あるいは力の弱い著作権者が出版契約書を作ることを遠慮するというような傾向もあります。これは決してよくない傾向だと思いますけれども。それでは、例えば、筑摩書房で年間、大体どのくらい単行本が出るか、推測できますか。具体的に個々の出版社の問題についてはお答えできません。

前回、証人が筑摩と、岩波は非常に契約書の

普及程度が高いけれども、築摩主人の回答に
 らの形で調査しました。築摩主人の回答に
 より資料と、年約三三〇冊から三三〇冊の単行本
 と出版しているそうです。その中で契約書と
 締結しているものはほぼ二割から三割の契
 約書は作っていませんという回答を得ました。
 非常に少ないんじゃないでしょうか。

今までは事実には即してかお話です。私
 は自分の友人の野々川角左衛門君が筑
 摩書房の管財人であり社長である。そ
 の野々川氏は私と同じように戦後四〇年
 著作権を勉強してまいるまいて出版
 契約に関する書物と文部省から出して

いくらくの人間で、出版権及び出版契約にツクは日本におりて最も詳しい人間の人だと思ひます。その人が今主宰としてゐる筑摩書房で今おっしゃつたような数字があることは私は驚きませんでした。おそらく筑摩書房の体には非常に沢山のシリーズのものがあるいは全集物が出ていると思ひますが、そういふときは、一括契約書で行われて個々の本について契約が行われてゐないといふようなことも想像されませんが、しかし具體的には私は何もお答えできません。

私が聞きましたのは、原田奈翁雄さんといふ

有名な筑摩書房の元編集長である。おんいして聞いたところ、年三ニ〇点から三三〇点の単行本出版のうち二ないし三割しか契約書は締結してないといふに言っております。

私は原田さんは個人的に知りませんけれども、今別の出版社を経営しておりました。原田氏があそこの勤めでおりました期間がどれくらいであったか、原田さんが一体どんな本を担当しておられたか、そのへんについても存じません。私は今ライオン質問に対しては筑摩書房の社長である野々川君に具体的に調べてもらおうと

銭
判
所

表 半 頁

私は追々やりたかと思っております。

なお、原田さんという方は、本日付の甲五三〇号証
で報告書にしてあります。昭和二七年から五三
年まで、三〇年にわたって筑摩書房に勤めて
います。そこで失程言いついたように二割
から三割くらいしか契約書を締結していない
というふうに言うておられます。そうすると
証人が推測するよりは契約書の普及率とい
うのははるかに少ないというところはいま
せんか。

失程申し上げましたように私は全国四
〇〇〇の日本の出版社の中で出版契約
書の普及度がどうかという全体的な

立場で考えたいと思っております。

ソヤ、私が、たわろて質問したものは、前回、証人への証言を聞き、まずと、岩波やら筑摩は、一〇〇パーセント近く契約書を取っているけれども、というふうに証言が、うていたもんですから、お聞きしたんです。

その点は、私、訂正いたしませう。

次に、三年以内の出版について、拘束力があるかないか、というところについて、前回質問して、それが途中でとぎれておりませうか、そこから引き続き、ご質問したいと思ひます。前回、私どもが調べたデータによりませうと、昭和五五年度、五六年度について、見ますと、出版点数約

裁 判 所

四〇点のうち 三年以内に同一著作物の数社で、
例えば、早川から出て徳間から出る、もしくは
講談社から出て更に文春から出るといふ、そ
ういふ複数の会社から出ている出版物といふの
は、五五年度で見ますとニ七点、五六年度で
見ますと三五点です。そうすると、前回の証
人の証言によりますと、その三年以内によそか
ら出さないという慣行は昔は認められたようか
らいとおっしゃっていましたが、これは類々に破
られているという発言が、むしろ、たゞれども、
五五年、五六年を見ますと、そう類々とは言
えない、ごく少数、例外にかつていふといふふう
には考えられませんか。

私は、さう慣行といふものが一部良心的な出版社の間に初版が出てから三年間くらいは他の社で出したものを出すのは遠慮したらしいといふ一つの道徳的な気持が、あつたといふは認めます。しかし、戦後、まじめな出版界で行われたさういふ道義的な考え方は、今の指摘にもかわらなく、さう数年の間に急激に減っており、今、現に、去年から今年にかけて、また又庫本、例えば「ビジネスシリーズ」とかさう他の又庫本で使用するものは三年以内に、出たものも、ほとんど出されて、さういふ状況が、あつたから、三年以内

ということはどこから出ているのか。道
義的なものと。もう一つは出版権設定
契約において、期限の定めがない場合に
その期限は三年であるとしたが、ただ
類推準用したというふうなことを以外には
考えられません。
沢山出ているというものは、証人は実数はつかん
ておりません。

ソヤ、こゝは数字的統計とは言えませ
んけれども、自分の経験から三年以内の
ものが非常に沢山出ているというところを
感じております。

例えは、昭和四七年と四八年、今から十一、二年

前はとくくらくいぬ数字だったか。推察つき、ま
オカ。

数字的に挙げることはできません。

こちらのデータによりオオと。四七年、四八年で
は、六件と九件、一五件と、きわめて少数、五五
年、五六年のトータルでも二七件と三五件オオ。
一般的に出版されている本が約四万点という
ふうに言われていオオから、それから見れば、きわ
めて少ないという感じだと思いきオオ、
いオオオオ。

今の数字に関する限り、そう思いきオオ。

そうすると、証人が類々と破られていると言
うのは、五六年以降というところオオ。

銭
判

ええ。五十七、八年からはほぼ現状まで。
今おっしゃったような数字はもと増え
ているのではないかと思っております。三年とい
う期限は一つの道徳的なめどにすぎない。
そこからは、初版の出版社が自分の所に出
した本の売れ行き、というものを三年くら
いはいいだらうというふうなことで一つの
決めた考え方にすぎませんが、法的な
拘束力は何もありません。

今、聞いているのは数字だけですか。

別に数字的に私は少ないとは思いません。
一遍出したものを出すというところは営業
上の採算から考えてよければいいのではない

と出せぬ。……別に別社でものを出すと
 といふことには、慎重な考慮が要り
 ナオウで、そのう点で点数が少くないで
 はないかと思ふ。オオバ、五七年、五八年、
 ろの数字に、つきまゝでは、私の方で手元
 ありませんで。

そいでは、オオバ、同一出版物が三年以内によその
 出版社で出るんで、どうか。

そいは、その書物が売れるからオオバ。こと
 に、ご承知のように、最初、単行本で比較
 的高い値段で出ます。しかし、そい
 して、安い値段で文庫本として出すと
 いうことには、オオバと、読者は安い方に

読 者 列 所

傾キ、まずから初版の単行本よりも文庫
本で買った方がいいというし、ここで文庫本の
売行きがいいというし、と云うこと云う。

証人がおしやるとおり、出版契約書という
もの、特に設定を合んだ出版権設定契約書
というものが、広くもし普及して、いるとすれば、
三年以内に出るといふようなことは考えらるゝか
いんじやないんですか。

出版権設定を含む出版契約書の結ばれて
おり、それなら、その出版権ないし出版契
約の有効期間といふのは、当事者の両方の
合意によつて二年にする、ことでもできるは
一〇年にする、ことでもできるし、それの決

まうていまいとき、三年と「う」を法
律が決められていゝわけですから。

そうすると、もし、証人のあつしやるように出

版権設定契約が非常に普及してゐるとすれば

一般的にはよそでは出まないうちから、そう

いう意味では、こゝう事態は防げる。それ

も、かゝらう出てくるといふのは、出版権設定

契約書の期間を短くしてゐるためか、もしくは

そゝは頭契約が多いからか、とらうからか。

残念なから、出版権設定契約が行われ

ていない場合、それが排他的許諾契約で

あるか、あるいはもつと單純な許諾

であるか、その契約の場合には三年であ

裁判所

二つと二年であらうと著作権者が別
 のエディションで他社から出すことは自由
 だと思ひます。ただ、排他的許諾の場合
 合には当事者として著作権者は他から
 別のエディションを出すまいとしないという不作為
 義務を負ひますから、それでは出さない。
 単純許諾契約の場合ですと著作権者
 はもつと自由になおります。出版権設定契
 約では当然、出版権者である相手方との合
 意を得て出すということにならざるを得
 ません。証人の証言を前提にしますと、少く
 とも又書で契約を締結する場合には単純
 許諾契約でもないし排他的契約でもない。

あつて一般的に言う設定契約といふものが
結ばれているのが通常であろう。

文書による出版契約書の種類に三つに分
かれています。単純許諾契約の契約書、
排他的許諾契約の契約書、出版権設定
契約の契約書、この三種類が予想されるま
す。単純許諾契約の場合には多くの場合に
に現実には契約書が作られていないことの
あると思ふ方が多し。現在また改定
中のもう古い日本文芸家協会の出版
契約書のひな型は単純許諾契約で
ありまして、著作権者は出版社に対して
自分の著作物を単行本として出版する

この許す。この場合、この許す
した。この場合は、単行本として許可
する。という。この旧日本文芸家協会
出版契約書が認められる。これは、当
然、排他的許諾でもない。出版権設
定契約でもない。単純許諾契約の
契約書です。ただ、その中で重要な
は、単行本として出版する。この場合、こ
れは新書版でも文庫本でもいらんを例
にあり、そのほかにも、初版のこの
単行本が多いでしょう。単行本として出
版する。このことを著者は出版社に
認めてある。そのうたし、その出

出版社は単行本として出版する義務を
 負い、同時にその頒布及び複製の責任
 と権利を持つておける。だから、契約
 書は単純許諾の場合でも必要である。
 望ましい。しかし、契約書の要らな
 い単純許諾の出版が非常に多い。こ
 の例えは、万国博覧会ガイドブックには
 契約書要らなないでしよう。五万、一
 十万、一百万作
 品、あつたはふし、さいふから、そ
 のうしろ、
 ぐく、ま、オムサ、丁度、雑誌の掲載、寄
 稿のための契約書と同じようになるおけ
 ます。

乙第九号証を示す

裁判所

書協で前に契約書の普及程度についてアンケートをとったことがありすかね。

はい。

乙九号証は日本書籍出版協会から証人の所屬していらしゃる会のアンケートですね。はい。

ここで回答者がどういふレベルで回答して来たか、どういふ中身で契約をしているか、ありませぬ。

ええ。

こゝを見ると、私が聞いているのは、証人がおつとらっしゃっている出版契約書の普及度が高いといふのは正に設定契約書の普及度が高い

ということをおっしゃっているんじゃないですか。
 というところ。現に、このアンケート調査結果
 によりますと一〇〇パーセント設定契約を結んで
 いるのが何社でありましたか。その他一部設定
 契約が何社ありましたか。全部これは出版権
 設定契約書。つまり、設定の契約書を前提
 にしてアンケートをとっていらっしゃるじゃない
 んですか。もし、出版権設定契約書という
 ものが証人の言うように流布してるとすれば
 三年以内によから類々と出るといふような
 事態は起こるまいんじゃないですかと聞くと
 いますか。

もちろん出版権設定契約が行われてお

銭
 利
 所

リますと、に二年でも五年でも一〇年
 でも出版権設定契約に契約の有効期限
 が決めらるゝ。その間、出版権が存続す
 る限りはその間に著作権者が出版社に
 無断で、だから別々エディションの本を出す
 という、とに、ガリサオと、こゝは、当然出
 版権侵害に、ガリサオ。

その出版権設定契約の期間というものに
 ついて調べたところ、ガリサオ。

期間は、今申し上げたように二年でも一〇
 年でもよろしいです。

い、え、え、論理的には、い、ん、です。

ソ、ヤ、現実には、その書物の生命というもので、

あります。出版権を長く存続させると
 いうことが出版社にとっても著者にとっ
 ても有利である場合、長く存続する。例
 えば、辞典のようなもの。生命の長い
 本でしたら八年から一〇年というものは
 あります。しかし、割合に大衆的な本
 で一時売ればもう再版くらいですむ。あと
 改訂の必要とするというふうな種類の
 書物の場合には二年でも三年でもよろ
 しいわけですよ。三年というものは期限の
 取り決めがない場合に法律が決められた
 ものがありません。だから、三年というものは
 別に問題じゃありません。

要するに出版権設定契約書というものを結ぶ場合に三年以上の契約の場合もありませし二年の場合もあるわけです。要するに証人にお聞きしたいことは出版権設定契約書の中で三年以下の期間で定められている例というのを知りたいのですかというんです。

存じません。それは自由だということですが。契約自由の原則によつて。

一般的には出版権設定契約を文書で結ぶ場合は最低三年。もしくはそれ以上のところやないんですか。

そういう実例は存じません。今私は二年のことも五年のこともあると

申しました。おそらく三年よりも五年
 というような種類のもも相当あると
 思います。数字的に個々に調査してお
 りませんので何とも申し上げられません。
 三年以内におそく出版社で出版されたものを
 逆に自社で出版している会社。非常に典型的
 に会社名が挙がっているんです。例えは、角川
 集英社、徳間書店、これは群抜きです。相
 手の方を見ますと、かなり中小も含まれて
 いますけれども、本件のように早川みたいなも
 のもあるという事です。そこの三年以内に
 出ているというものは出版権設定契約の期間
 が短い。それとも口頭契約になっているのと

裁 判 所

ところだと思ふんぞ。そうは考えられませ
んか。

今甲し上げたように、その契約内容が
果たして出版権設定契約なのか、排他的
許諾を合人であるか、単純許諾なの
か、それによつて問題がいろいろ違つて
まいりますので。

一般的に私の方には口頭契約が非常に多いんじ
やないかと考えているんです。それにもか
わらず、三年以内によそから出版される点数が比
較的言われているより少ないというものは、その
三年間くらいはその出版社の出版物を争うこ
とをやめたいよつという慣行が出版界にあるか

ら比較的少ないんじゃないかと考えているん
ですけれども。間違っていますか。

私は そう思いません。残念ながら、

私は そうありたいと思いません。道義的

には非常に結構なことです。しかし、現

在の出版界の状況を見ますと、そういう

ような、こゝろを裏切るような現象がどん

どん 私の周囲に起こっておりますので、

じゃあ、実例を挙げて下さい。一つでいいです。

実例はここで申し上げられません。

理由は、

個々の社についてここで言うことは避

けたいと思いません。私も出版人の子

裁 判 所

巻 半 冊

あなただけの方も、徳間さんの方に對しても

私は両方とも友人です。私は、自分の方考

えをここで申し上げる以外に方法は無い

んです。私の立場は非常に苦しいんです。

しかし、私は、この四年、著作権と出版

権について勉強したことを正直に申し上げ

ける。それ以外、方法はないんです。

一般的にその三年以内のものとを聞かされたが

本件について一つだけ特殊な点があるんじゃないやな

いかと私も思っています。一つは、今回の

ケースでソナ、ササと、オリジナル出版社、つまり、

早川書房の方で徳間書店が出版する、ことに

ついて、は、キリノールと言っているわけですよ。

それにもかゝり、三年以内に徳間さんの方
で出版されたという事実経過です。先程
類々に三年以内に出ている例がありますとお
っしゃるに、たゞしも、原出版社が明らか
にその出版社で出されることは困りますと断
り、なおかつ三年以内に出版された例というの
を知っておりますか。

「承知のように、七八年前の文庫本競
争で、他の社がオリジナルで単行本で出
たものを文庫出版社が三年たてないとい
うに出したという例があるんではありませ
んか。非常に沢山あるんじゃないですか。
だから、先程言いましたように、五五年度でい

裁 判 所

きまふと。ニ七件重複していまして、そのうち
 文庫本は六件です。それから、五六年でい
 きまふと三五件のうち七件。それしか出ていない
 です。入らは、おそらく、すべて、原出版社
 がOK。つまり、よその出版社で出すことは
 いないかと念じているわけです。今回のよう
 に原出版社の同意なしで三年以内に出された
 例というものを証人は周りに聞けていますか。
 存じません。

ないですね。

はい。

おそらく三年以内に仮に出されたとしても
 ほとんど原出版社も著作権もOKとしています。

るから三年以内に出ている人じゃないかと思う
んぞ。

出ている人じゃないかと思われらるんでしよう。
現実のありさまの文庫本の混乱は決
して、両方合意の上でオリジナル出版社の
出した単行本と出版社が文庫本として
出すというところが非常に円満に行われた
というふうに私は考えておりません。
あの時期というのは、ソラウクと云う証人は念
頭に置いていませうか。

らそらく、もう一〇年近くになるんじゃないか。
ないでしょうか。

そうすると、五〇年段階ですか。

裁 判 所

ええ。最初の文庫本競争が起りまし
 たときのこと。あのときの出版界は大
 混乱に陥りまして。中小出版社が現に
 早川さんの方で証人として出た。小
 汀君、これは私の友人ですが、小汀君が
 失頭に立ち、その論陣を張った一人が
 小汀さんの場合は、三年以上たつた小汀さんの
 つまり、新泉社という出版社の出版物につ
 いて講談社から誘いがあつたとき、戦争なん
 ぞ。三年以上つた。しかも、小汀さんが
 つまり、その新泉社の原出版社の方で講談
 社の学術文庫に入ることにつては、お断りし
 ました。と言つたときに、講談社は出さなかつたんで

妻
 牛
 房

す。さういふ意味での戦争はあつた。しか
し、三年以内に原出版社がお断りしなかつたと言
つてゐるにかかわらず出した例といふのをこつ存
してゐる。これは、さういふ時代にもなかつた
人ではないんぢやなかつた。

こゝでは、是より具体的に申し上げるま
せん。

これ以外に他にさういふ事実を知つて上り
なかつた。

数字的に何も申し上げられません。

少なくとも、仮に証人が念頭に置いてゐる五
年初期のころと言ひなかつた。五〇年、五一年、五
二年では、三年以内に複製の社で出てゐる文庫本

裁 判 所

というのでは一冊とか二冊とか三冊、そんな程度です
よ。証人が考えている戦争というのでは三年
以上の、つまり、何年かたつてゐる出版社の、いわは
引き抜きにツて、言つてゐるんじゃないんですか。
著作権者とオリジナルの二次出版社、つま
り、単行本出版社の契約内容によつて三
年でも五年でも二年でもよろしいと思
います。その契約があるまいでなければ今
のような問題が非常に浮かび上がつてま
りませぬけれども、契約がちゃんとしてお
ればそれは二年であらうと五年であら
うと問題がない。ただ、単純許諾契
約の場合には著作権者は自由な処理がで

キ、チから。た、排他的許諾及出
版権設定契約の場合には著作権者は独
断で出版社に相談なしにそういふと
はヤクせん、た、その著作権者と
最初の一次の出版社との間の契約かどう
いう契約であつたかといふことを考
えませんと、私、今のお話に対しては非常
に明確なお答えができません。

ロイヤリティーという言葉を知っていますか。

印税のことでしうか。

印税を含む場合もありません。そうでもない場
合も、この出版界ではヤクしているようです。

日本では印税と誤してふりまふ。た、

最近、一部の出版界の若い人たちは、税金の税の字がつかうからどうも具合が悪いので著作権使用料というふうに変えた方がいいと申し出ており、私は著作権使用料の中に印税のシステムと一括支払いの原稿料のシステムとに分けて、すうで、やはり印税を生かしたい。で、印税のことに初めて会う。おっしゃるには、ロイヤリティーという言葉が出てまいりました。ロイヤリティーはご承知のように国際共通の用語でございまして、日本の印税制度にいたり当てはまる言葉でして、一部当たり何パーセントを著作権者におく。

ういうのが印税でございませう。ロイヤリ
 ティーは普通、翻訳権使用契約といつて、
 外国の出版社、著作権者と相手にするも
 きに使われる言葉です。

ロイヤリティーといふのは確かに原義をたどる
 と印税にならざるようすをいひつゝ、翻訳の
 使用料といふのが一番の原義みだいでござねし
 かし、日本の出版界で、最近、おそく出版社から
 出版物をもらつて、自分の会社で出版すると
 きにある対価を払う場合、そのことをロイヤ
 リティーと言つてゐるようすを承知するが、
 これは初めて伺ひました。

次に、ロイヤリティーといふ言葉はちよくと除外

しましう。ある出版社からある出版社の本
をもらうときにとくらしいの率をお金で動いて
いるか、こ存じておか。

存じません。そんは出版権設定契約

で出版権者と文庫出版社の間でちゃんと
した契約によつて一定の率を支払う。そ

の率をロイヤリティーと言ひてもいいと

思ひます。一定の率を払う場合にははつきり

りします。けれども、そういう契約上の根拠

なくして一次出版社の本を二次出版社が

版として出すときにも、いくらでという

よりなことで見計りで支払うというく

は、こゝは一つの美談、あるいはしてもし

なくともいいいふと思ひます。が、法上、契約
上ノ根拠は何もありません。

あなただけ考えはそうだが、現実にはよそよそ出
版社が本をもらうときにはロイヤリティーと称して本
の価格の二割の三パーセントのお金に対して支払
われているという現象は存在しありません。

聞き取りました。

この間、調査しましたところ、主婦と生活社
では三年以内の出版物をよそに譲渡する場合
にはニパーセント、三年以降の場合にはニパーセ
ント、しかも三年以内であることが三年以上であ
らうと契約書のあるなしにかかわらず
それにやる場合にはニパーセント、それ以外から三年以

降の場合にはニパーセントと云うようか、こゝを
やと云う。こゝの現象が、ちまたに広ばつて
いるという事実は、こゝに存しては、

広ばつてゐるかどうかが、わかりませんけれど
も、さういふ事例がある、とは承知して
おります。その、とは法的、契約的、な
根拠のない考えようによつては、美談であ
る、考えようによつては、しても、しなくても
いい、あるいは商取引である、という以外に
は、申し上げられません。

普通、著者が、もたらう金額、というものは、一般的に
言へば、単行本の場合は一〇パーセント。それと比べ
ますと、二ないし三パーセント、というものは、かなり高額

な金額だとは思いませんか。いわゆるお礼とか
謝金とか道義的円滑油のお金でなくて、かな
り定型的な高額な金額が動いているとは感
いしませんか。

だから、商取引と申し上げました。つま
り、印税として著作権者に一パーセント
払って、それにも乗せて二パーセントな
いし三パーセントを原価計算の上に計上
して、ふくらみ払い払ってもしいたらうとい
うところで支払われるというところが現実に
あると思いませんか。それは、しかし、権利とし
て相手方が要求しているだけではなく商
取引を穏便に進め、めんまりうらやま

裁 判 所

いふ人が議論を吹っ掛けたり、「主婦と生
活社」の悪口を言われたりするものは商売
上困る。志としてお包み申し上げるとい
うく、なんいせんか。

ソヤ。今の場合には受け取る方なんです。「主婦と
生活社」が。

それは契約内容によりますね。だから
契約で何もそういうことばない人は……。

ソヤ。契約書のあるが、にかかあらず。二、三
パーセント定型的に払うと、いうことは一般
的にお礼というような段階を超えて、対価の使
用関係、つまり、出版権を譲渡してもらう……
出版権はあるかないか、その権利がせんもの

それは、契約上の出版権でしよう。設定
出版権じゃないでしよう。

次に、出版権の登録という点について調べて
た、そのとおりです。

いいえ、いいえ。

一応、著作権法に基づきますと、出版権設定が
対外的にも対内的にも排他的効力を持つため
には登録をしなければならぬといふことにな
ります。

いや、対外的、つまり、第三者に対する
対抗力をつけるための登録でしよう。

そうですね。で、出版権の登録件数というの
はどのくらいか、調べたことがありません。

裁 判 所

件数を、……でははつきり申し上げられま
せん。手元にメモがありませんから。ただ、
非常に少ない。おそらく出版件数の一パー
セントかニパーセントじゃあいかと。

リヤ、それ以下です。少ない、それはいいですね。
ええ、知っております。それは文化庁
著作権課に行きまして、私が直接調
べたところがありませんから。
たゞ、少ないんでしようか。

一つは、出版社の方で著作権設定契約を
結ばば出版権が成立しているという安心
感があります。それから、その出版権に
基づいたトラブルはさう起ころうかいたらう

というような一つの安易な考え方を考へてあり
 ます。第三は出版権設定の登録をす
 ためには文化庁著作権課に行き、まして
 登録原簿に収め、登録の一定の経済的
 負担を背負わなければいけません。これも
 非常に負担。それで、中小出版社はも
 ろろん、これはめんどうだということもす
 けれども、年に五〇点も一〇〇点も出して
 いる大出版社にながら、チリと一点のことには
 登録をやるということも、非常に煩雑で
 あるというふうな、いふことが、事情が重なり
 たりして登録ということも、非常にに行わ
 れていない。

裁
 判
 所

そうすると、証人が中心となって出版権設定契約書の普及をオオく戦後一貫して行ってきたことはあからずくオオい。片一方で登録が使われない。片一方で出版権設定契約が非常に普及している。しかし、対外的な対抗力を見る限り、こゝではアンバランスではないでしようか。

非常に私は残念に思いますけれども、設定出版権についてもう成立しているから問題が起ころうかいたらうかという安易な見通しがあるというところからそうなるやうなところと思いません。

そうすると、その登録がほとんど普及してい

ない現状におりて、証人の今回証言であつたやうたり、著書に書いたやうにしてゐる出版権設定契約の中身というものは非常に希薄なもので、少くとも第三者に対する対抗力関係では、他人の役に立たないといふことになりませんか。

私も、今おっしゃつたことには、そうでもないとは申し上げないで、残念でなければ、しかし、登録制度につきましても、あの著作権法で出版権登録が認められて以来、現在、ご指摘の数字から考へても、著作権法の専門家の間では、なんとはいふに、登録に代るより良

表
半
原

キ、制度として出版権の対外的な公示力
を示さなければならん。対抗力を示さなければ
ならんという意見が有力であったけれども、
残念ながら、今、実現しておりませ
ん。書協もそのことについては度々、当
局に意見具申いたしたことが、その方法
が採用されていないわけでありませう。それ
で、今、指摘の現状にならざるわけな
らう。しかし、それでは、対外的に出版
権はもう力が弱いのか、無力か。登録し
ておかなければどうにもならぬのかという
ことになりませうと私は多少意見が有力ま
す。

どういふ意見があるんぞすか。

第三者に対する対抗力ぞすか。その第
三者が悪意を持つて出版権者の出版し
たものを侵害する、出版権を侵害する
と、いふ結果になつた場合に、その侵害行
為をそのまま放置しておくわけにいか
ないといふことは言えると思ひます。

その悪意の場合といふのは、どういふ場合を
指すんぞすか。

悪意といふのは法律上の言葉で、事情を
知るといふといふことがあるんぞすか。A社
が出ていふ本を自分のとこでまた出すん
だといふことと承知の上で出すのが悪意ぞすか。

裁 判 所

A社が本が出ている。B社と同じ本が出ている
ことを知らずかいて自分が著作交渉をして
同じ本を出した。これは善意です。

そうすると、例えば、早川書房と堀さんとA間
で本が出ています。そなたを知らず徳間さんが
出したという場合には悪意になるんですか。

今、私は出版権の問題に即してお話して
いるんで、具体的に早川さん、徳間さんの
お話が、出たかと出版権設定契約の問題
にかかるとして、そなたの発言を留保し
たいと思います。

次に、契約書の締結時期について、そなたに
て調査したことがありませんか。

締結時期は一般に今行われておらず
 のは、また著作物が完成しない前の予約
 的な性質のもの、それから著作物の完
 成に前後して結ばれるもの、それから著
 作物がいよいよ複製の工程に入つて発行
 するまでに数ヶ月あり、それからその間に
 結ばれるもの、いろいろあると思ひます。

契約の申身、つまり、法的効果を含めた中
 身をいふとしても、これは今の三段階によつて違
 います。

予約契約では出版権は設定できず、出版
 権を設定するといふだけで初めて
 著作物が完成したときに著作権者は

その著作物について著作権を持ちます
から、初めは著作権者として相手方に出
版権を設定できるわけですが、だから出
版権設定契約は原稿が完成したとき、
及びそれ以後の適当なときに結ばれると
いうことですね。

出版権に関する予約の契約書の主な型等を
見たところはあります。

いざいませう。非常に沢山いざいませう。
これは使われている状況は把握してありま
す。

本当は厳密に申しませうと、出版権設定
の予約契約と出版権設定契約とは別々、

の文書でやるべき、予けに、現在の出版界の慣行では予約契約を合めてもう出版権が設定された形で文案を作って、さして調印する例が多いうつ。たとえ著作物の完成前でも予約中物のハタリ文書は見たことあり、いふ。現実には原稿ができる前の出版権予約の契約書というものはほとんど見たことない。いやないんぞ。

ええ、ありませぬ。

そうすると、時期的には原稿引渡時期か、もしくは店頭の本が並ぶ寸前くらいに出版権設定契約書というものが使われるのが普通じゃない。

裁 判 所

いさか

ソヤ 今々著作権法の精神からいさか
原稿引渡というのでなく、原稿が完成し

たときこそ引渡が少し遅れても完成

したときに初めて著者はその著作物に

よって著作権を持つ。完成したときに

初めて出版権設定契約がでるわけ

こそ

完成と引渡はどんな違いがあるのか。

完成してすぐ引渡す人と完成して

しばらく置いてから引渡す人とあるわ

げこそ。だからドイツの出版権法は原

稿引渡と同時に出版権が発生すると言って

おります。日本の場合には、とにかく原稿
が完成していきなると出版権の設定ができ
ないんぞ。つまり、著作権者がそんに
対して著作権を持つていきな

著作権法は著作物のなれば、もろん対象が
ないわけぞから出版権の設定契約がでな
いわけぞいれども、逆に、原稿が完成した後に
出版社と著者との間で契約書を結ぶメリット
というものは、出版社から見ても、うもあ
りぞ。

私は申すまでもなく、契約というものは
何も出版に限らせんいれども、あるそ
ういう法律効果を發揮するような行為

のとき、に契約書は当然必要し、なさいでし
ようか。

具体的に出版社から見て、どういふ権利と義務
が、出ますか。

出版契約について、あなたの方に、いふ本を
出して下さい。その本は、ソウいふ本に
出します。その本は何部くらい出るでし
う。印税は、いだけお払いします。そう
いふこと、口頭で結構です。相手に対して
話し、相手も、ああ、なるほど、そうかと、
それ、で、いふ希望がある。ああ、承知
しました。とお互いに合意が成立する。そ
れが、そのまま、文書でなくても、メモでも、何で、

もい子^がが、とにかく合意するといふ
 ときに初め々出版契約が成り立つ。そう
 いう具体的な個々の条項。これは契約書
 といふ人にならばあかります。口頭で
 何もかも決められたい複雑ないろいろな条
 項があります。そういうものを合めて
 初め契約といふものも成文化されること
 によりて生き、続けていく。継続するといふ
 ことで口頭による契約です。これもあり
 ますけれども、その著作物の出版が複雑
 な。しかも非常に永続的なものであり
 ばあるほど出版契約書は必要であると
 考えております。

原稿が完成してからの出版契約書を結ぶ場合に
 出版社側から見るとほとんどの義務だけがあ
 りて権利がない。逆の著作権の方から見ると権
 利だけという関係になっていゝものだから出
 版社側はあまり普及しないんじゃないんですか。
 出版社の方で出版契約書を結ぶことによつて
 メリットが生じれば出版契約書と一生懸命
 結ぼうというし、いゝことになるかもしれない
 とも。原稿を引渡し、渡した後には出版契約書と
 結ぶメリットというものは出版社にあまり具
 体的に感じられない。だから出版契約書が
 あんまり普及しないというし、いゝものになつていゝとい
 うし、いゝ感じしませんか。

表

半

底

全然感じません。出版社は義務を負うと同時に権利をそへて獲得する。つまり、複製頒布の権利を持つてすから同時に責任を負う。他のいふ人な民事契約と違つて出版契約の特殊性は当事者が共通の目的を持つてそしてお互いが権利義務を負担する。権利は義務であると同時に義務はまた権利でもあるといふ特殊な状態である。これはもう戦前に末川博先生が強調している点です。末川先生の話が出さなければ末川先生の話でソク、まずと。末川先生の理論の本質は出版をするといふ約束をするにはよそに譲渡して

はいけない。つまり、出版をすすると今で言う
単純許諾契約の契約の類型でもなおかつ
よそに二重売りをしてはいけないういふのが
末川先生の特色ではありませんか。

それは、ソウの末川先生の本を引用され
たか知りませんが、昭和九年の出版権設
定の著作権法改正以前に末川先生が
出版契約論を書かれた。したがつて、末
川先生としては出版契約の本質的なも
のを書く以外は自分は遠慮するところか
わが、その論文で言うところであらう。

逆に言いますと、もし、出版契約書が原稿完
成後結ばれるのが普通だとすれば、その前行

為、つまり、原稿を書き、オオよと言つて原稿
を書き、ソいて、その著者が、オうそに出すこと、そ
れから、出版社の方で、その原稿を引き受けま
す。単行本に出し、オオと言ひながら、それを出
さない、といふことは自由オオ。

それは自由いやないと思ひ、オオ・君の所
で出すと著者の出版社の人に約束をした。
それを今度は別の社で出すようにした
と、いふことは、口頭ながら、はつきりした契
約違反オオ。しかし、出版契約であるか、と
いふかは私は法律的に考えて疑問に思ひ、オオ。
原稿を書き、ソいて、最中に、原稿の動機付けでも
いい、オオけれども、契約書はまたなくて、あなた

裁 判 所

の所で出版し、オオと出版社に約束して、この
著者が別の所に売っちゃった、という場合には、対
出版社との関係では契約違反になるという見解が、
ええ。

契約違反というものは、いわゆる道義的違反
じゃなく、契約違反です。

予約契約です。ね、民事的なの。

なんらかの損害賠償を請求権を発生するよ
うな違反というところですか。

ええ、と同時に、今度はセッかくもら
った原稿を出版社が内容上、どうして
も、それは自分か所で出版したくないと
言う、断る場合もあります。これも契約

違反するから。

そうすると、出版権設定契約書を締結する以前でもよそにその著者が原稿を渡した。これは、対出版社との関係では損害賠償を被るといふことになるから。

ええ、そうです。それはお互いに合申し上げた二つの例がありますから、二つとも出版契約以前の契約違反です。

証人は、出版と著作権」という本を出しておられるから。

出してあります。

その中で雑誌と単行本の違いの、こいつで述べたおるのを記憶してあります。

裁 判 所

ふにしろ、前に書いた本で、ご指摘がな
いとほつきり覚えておりません。

日本エリタースクール出版部という所で出版して
おられませんか。その一五ページの中で、雑誌掲
載原稿につきは一般的に寄稿契約である。
つまり、投稿する、という契約であるという
ことですね。したがって、寄稿契約につい
ては契約書を取り交わさないが、一般的であ
る。

そうとおります。

それに引き続き、最も原稿の二重売りのよう
に同一著作物が同じ時期に別々の二つの雑誌に
掲載されるようなことは、文書のあるなしにか

か、ら、し、著、作、者、側、の、明、ら、か、な、契、約、違、反、と
な、り、ま、す、と、い、う、し、し、と、書、い、た、こ、は、記、憶、あ、り
ま、す、か、

はい、

い、る、場、合、な、ら、ば、明、ら、か、な、契、約、違、反、と、な、る、ん
で、し、よ、う、か、

私、は、出、版、契、約、違、反、と、申、し、て、お、り、ま、せ、ん
寄、稿、契、約、の、内、容、が、問、題、で、す、が、編、集、
者、が、著、者、の、所、に、行、き、ま、し、て、雑、誌、の、何、月
号、に、あ、ら、た、の、原、稿、を、掲、載、す、と、約、
束、が、お、り、締、切、の、期、限、が、来、て、雑、誌、に、載、る、
こ、ろ、で、寄、稿、契、約、は、終、わ、り、ま、す、と、こ、ろ
が、そ、の、著、者、が、同、じ、原、稿、を、ほ、と、ん、と、同、

時期に他の雑誌に載せるといふことは
私は最初の雑誌発行者の利益を非常に
損する、ことになおります。だから私は
これは民法上の不法行為の問題ではないか
と考えております。そこから契約違反
反という問題が出てくるんじゃないかと思
います。出版契約とはちよと別になる
と思います。

前回、本件に關して、早川対堀、早川対徳
間の關係を示しまして、甲第五ニ号証。つまり
証人が「最近の著作権問題につき」といふ中
で述べられたことについて、なんらかの契約違反
反の問題が起るか、というところを質問しま

したときに、少なくとも執筆者側には契約違反の問題が起こり得るというところをお答えしようか。趣旨なんですか。

これは、実は単純許諾契約書で、著作権者が出版社に対して、この本を出してくれと要請する。出版社の方でよし引き受けたら、出版しました。というところで出版ができる場合、著作権者はその本をどのようかエディションであらうと。また、同じエディションであらうと出す理由を持つているわけです。だから、その著作権者はA社のはかにB社からも同じ。

表
半
序

本を出すことのできるでしよう。ところが、
 かつき、引用しざりた文芸家協会ひな
 型のように著作権者は出版社に対して
 単行本として出す、とて許諾するとい
 うことにたがひますと、単行本としてとい
 うの限定がつかひなく、それにもかゝら
 ず、著作権者が他の社から単行本として
 出す。文庫本とか別のエディションではあり
 ません。単行本として出すというときには
 かりやうに明らかにならねば著作権者は
 社に信頼を裏切り、その利益を損なつて
 いるわけだから、それは出版契約違反とい
 うことになるが、著者は自分の

自由な立場を主張しまして他で出す約
束を何もしなかつた。だから、単行本と
して出してもいいんじゃないかと言われ
ると思ひます。ところが、出版社側から申
しますと、これは第一は、著作権の不法
行為の問題、第二は同じ著作物が同じ
体裁、あるいは同じエディションで他から出
るとすると、これは営業上の大なる利害
になりそうです。私はおそらく不正競争
防止法の問題にかゝる、あるいは人しやない
か。そこで、著作権法の問題としては、こ
れをこの解釈が、単に出してくれ、引き
受けたというふうな口頭の出版契約

ではどうにもしようがないけれども
単行本としてというところは、はつきり書
いた出版契約、単純許諾契約では私
はその程度の拘束を著作権者も受け
るべきじゃないか。道義的なことはもち
ろんできけれども、利害の点から申します
と、私は専門家ではありませんけれども、不
法行為ないし不正競争防止法の問題にな
ると考えております！

それは、単行本と単行本の場合にも、もろろん
生いすすし……。

そうすすす。単行本と単行本の場合です。
同じく文庫本で出しすすと言っております。更に……

他の方で文庫本で出したという場合にも起す
るんじゃないんですか。

それは一次的な出版でしょうか。二次的な
出版でしょうか。

一次的出版にしても二次的出版にしても。

ソヤ違います。

どう違うんですか。

単行本の一次的な出版の場合には今申し

上げられたところから、それに単行本の出

版が単純許諾で出ているとしますとそ

の著作権者は今度は別のB社から文庫

本を出す契約を結んだ。そうとき、その

B社が文庫本として出版する、ことを認

裁 別 所

めるといふ程度の契約を結んでおる。

え庫本としては他から出さないうといふ
排他的条項を入れないでえ庫本として

出すことと認めるといふ二次出版の場

合は著作権者はおそらくそのもう一つ

別の単行本を出す理由を自分で持つてい

ると思つてしようね。え庫本としては

お前の方だけ許諾するといふ契約を

著作権者がそのえ庫本出版社と結んで

おんはよろしかつたんぞおんかし。そう

でなければえ庫本として出版するといふ

こととすといふ程度はかできたえ庫本が出

たときに最初のえ庫本出版社は著作権

者と契約違反で果たして訴え得るのか。うか、人は専門家の意見を聞きたいと思いません。その場合も私は不法行為をいし不正競争防止法に頼るほかないと考えておりませう。

文庫本と単行本を証人は、なぜ、そんな区別するんぞかと。不正競争防止法なり不法行為なりで契約違反を追及することによって、立場とするものは、出版社側にあまりにも経済的ダメージが大きいというところでしょう。単行本と文庫本では経済的ダメージという限りでは同じではないかと。

文庫本と単行本では役割が違います。

何の役割が違うんぞか。

単行本は大体似たような読者を対象とします。文庫本と単行本、あるいは新書版ではそれそれ読者が違うんです。エディションが違うというところが非常に大きな問題になります。

だから、私が聞ってるのは、単行本でオリジナル出版社に契約をしても、それで別の会社と文庫本を出すという場合と比較して下さい。と言っているわけではないぞ。オリジナル出版社に文庫本を出しますと言っておいて別の出版社から同じ文庫本を出した場合、単行本のとす、証人がおっしゃるような理屈と同じように抵触の問題。

題が生いゝんいやないんぞか、というんぞか。

いゝえいゝえ、さうぞ、お話しにように、契約違反の問題、あるいは出版社の利益を守る立場からの別の項目でやるという以外ないでしようね。別の項目、つまり、出版契約違反じゃないわけぞ、その場合。

証人の立場からいきなすと、雑誌原稿ですから同一時期に別の出版社で出たらその著者に対しては契約上の問題を生いゝるといふんでしよう。

(このまゝ)

又庫本から雑誌原稿より一般的にはるかに

裁判所

大きな経済的な対価関係と伴うものから、
 当然起り得るんじゃないんですか。
 ええ。ちよと雑誌の場合と違うと思
 います。けれども、著作権者が書籍出版
 契約をやる場合には、はっきりその契約
 内容を規定しておく必要があると思
 います。それで、同じ自分の著作物を
 A・B社の文庫本で出すということについ
 ては私は非常に良くない現象だと、著作
 物のダンピングだと思えます。しかし、
 それにもかかわらず、最近の出版業界紙
 を見ますと同一著作物をA文庫、B文
 庫に納める著者の数がとんと増え下

きてゐるわけです。それと片々端からよ
 らしくないといつても著作権者はおそら
 く自分にはさう自由があると言つてしま
 う。その自由の内容はとにかく契約内
 容です。A文庫を出した出版社との
 間に非常にあいまいな契約をしてゐる。そ
 したらB文庫を出したときにA文庫は
 もろろんB文庫に対しては出版権がない
 ですから著者に物言いつけるほかに
 いでしよう。

ソヤ 証人はどちらかといつとすべて契約の
 内容にいきましたけれども先程あえて出版著
 作権の内容を聞いたのは、こゝ中にはフキリと

同意書のあるなしにかかわらず契約違反の問題が生じますと言っているもんぞうから。もし雑誌原稿につけて、これは一般的には一回きりのしおし。いわば出版物の種類で言う単純許諾契約の典型的なものが雑誌投稿原稿でしょう。この投稿原稿につけての二重売りにつては同意書のあるなしにかかわらず契約違反の問題が生ずるとおっしゃっているもんで、すから。もし、この見解を維持するならば、庫本同士で衝突する場合でも、もちろん単行本でも契約違反の問題は生じているでしょう。というところを聞かれています。

ただ、寄稿契約と本質が出版契約と、

るよゝと違ふんぞす。寄稿契約は、ある
 社が編集著作物に一つのみを載せると
 と許諾するといふ非常に軽いといふから
 悪いんぞすんども、短期的な、もうそれ
 だけで終わる。それで原稿料が払われ
 はすむといふのが寄稿契約の特色なんぞ
 す。ところが書籍といふ場合には生命
 が永続的である。そこにいらんが変化が
 予想されるといふ点から、書籍の長い需
 要の期間から、つまり、及ぼす影響力の
 長期化をいろいろ考えて、寄稿契約が
 いろいろだから書籍出版の場合でもそ
 うだといふふうには簡単に言えないと

談

判

所

思います。ただ、指摘のように非常に書籍出版の場合でも私は道義的には賛成なんでしょう。文庫本を両方から出すのはけしからんと思えます。しかし、著作権者が最初の契約をいっかげんにしておけば次の契約で同じ著作物を別の文庫本で出すという、これを法的には止められない。それは契約違反だと言いたい立てることはできませんけれども、その法的根拠は非常に弱いと私は考えます。

被控訴人 堀

代理人 (松井)

あるAという会社が著作権者に対して、このう作品を出させてほしい。いいでしょうと著作

者と出版社の間で約束ができて本が出される。
これは出版に関する契約としてはどんが契
約と考えられます。

すなわち、申し上げにように、単純許諾契
約の中、最も単純なものとす。

そうすると、Aという出版社が他の会社で出
してはしくないという場合、更に今の契約に
作家との間ではどのような項目が付け加えられ
ればいいですか。

それは、書籍出版の範囲の中には単行
本もあり、また文庫本もあり、また
いろいろあります。そういうものをど
ういう形で、あつても他へは出さないよという

裁 判 所



この約束の中に入れるためには排他的
許諾契約を結ぶわけです。

他では出さなさいよという明確な約束をしても
らくえんはいいいけいも。そうでもない限りは単
純許諾としか。通常。口頭の場合は思われま
せんね。

はい。

それ以外に出版権設定契約というものがあ
りますね。これも他で出してもはいくまいとい
う気持ち。出版社の方にもあって作家との間で
そういう契約をすると思うんです。この単
純な許諾契約ではなくて出版権設定契約で
あると認められるためにはいふような行為とい

うか。特別の要件が付け加わる必要がありませんか。

私も著作権法の七九条以下がはっきり示してありませうように。著作権者ははっきり自分の著作物を出版社に出させるということについて、君がかに出版権を設定するといふ明確な意思表示が必要で

さういふた明確な意思表示が著作権者から表示されない限りは出版権設定契約とはいえないですね。
いえません。

乙第八号証の三を示す

裁判所

へは、書協で作らへているひな型の出版契約
 書の解説なんぞが、三ページの第一條と、
 『^可出版権の設定』と『出版権の内容』を明記していま
 す。著作権法では、出版権は複製権者つまり、
 著作権者が設定してへないんか、発生しないこ
 とになつています。と、いわゆる著作権者が設定
 してへない限りは出版権は発生しないんだ。
 こういふ解説になつていますね。

はい。
 へは、今、おっしゃつたことと同じことですね。

はい。
 こういふ契約書のひな型等には先生はたいぶ
 関与して作成にうたはれたわけですか。

委員会委員の一人として関与しました。
 ので、すべて書籍出版協会は委員会
 でもうそみんまで討論をした上で決める
 ことですから、私はもちろん委員としての
 責任もありません。私自身はそれと
 自分でやるといふことは申しません。

このように書面による出版権設定契約書を
 できるとだけ多くの著作権者と出版社との間で締
 結してほしい、という意向のもとに、このよう
 な型を作ると啓蒙活動を先生なんかの所屬
 されている書協はなや、と、いふわけですね。
 はい。

その結果、時代と共に出版権設定契約なり出

版に関する契約を書面とする数というものが
先生のこの体験ではたいぶ増えてきているわけであ
す。

増えてきておりませう。

結局は著作権者の設定意思を明確化し、とり
他の出版社では出さないという排他的許諾の
意思を著作権者から明確にしてもらうため
に、このよう書面を取り交わす必要性がある
とよく考えにならなさいませう。

もちろん、そうしなさいけれども、出版権設
定契約の契約内容は、いかにいかにいかにいかに
わかりにたがいますように、出版に伴う実務
的ないろんな約束、取り決めの盛り込んで

おります。それとすべて口頭でやっ
 ったから非常にふやふやになる、あ
 りは当事者の状況変化によつてそれが変化
 するといふような、それを十分考えた
 上でそこに細かな出版に關する条項が
 盛り込まれてゐるわけにして、もろろん出
 版者の利益を守る、ことが出版権設定の
 眼目であつたとしても、それは同時に著作
 権者がそこで出した出版物を出版社が
 守つてくれるといふ信頼と、そしてそ
 れに対して出版社に一定の責任と権限を
 認めるといふ著作権者の理解、これに
 よつて出版権は成り立ちます。

単に出版社だけが自分の利益擁護のため
に出版権設定を要求しているだけではあり
ません。

学問的といふのは理論上は出版権設定契約にし
ても排他的許諾契約にしても必ずしも書面
すべしは必要とせず口頭でもいいと言えますが、
先生の實務に携わっている経験からして出版
権設定契約は口頭でするというくいの事例
というものは聞いたことがありません。

ありません。たとえ口頭でなされても
必ず後で文書でその人ははっきり表わ
されていませう。

そうしますと口頭で出版権設定契約をするよ

ええ。ふは、私も自分から本に書きかけた
けれども、日本の民事法規は契約書の作
成を義務付けておりません。ふは、さ
う調へたら西ドイツあたりでもさうで
す。にもかかわらず、出版契約書が単
に望ましいだけではなく絶対必要であ
るといふ認識が出版を實際に行う者の間
及びそれと表明する出版業者の長考
も国際的にも認めらるるわけです。こ
れはドイツの出版権に関する最も基本
的な著書も決して法的にはさうでない
けれども、結局一つのひな型であるいは
契約書の作成は必要だといふことには

そうえて言っているようです。

した上で、法的や理論的には別として、実
 務感覚から言って出版権設定契約という
 ものを書面によらざるに頭でやるというこ
 とは、ちよと考えらるるまいんじやないん
 ですか。
 全然、口頭だけでそれをやるというこ
 とは考えらるるまいんじやないんじや
 ないんじやせん。ただ、私は起こり
 得ば、将来の問題のために契約書に代
 りて、簡単なる賞え書き、あるいは賞
 え書きでなくとも、よまうかが合意したこ
 と一つ、箇条書きにして文書、そうい
 うものを保存しておくというものは最
 低必要じゃないか。それは、いろいろ訴

裁判所

訟事件になりかけたときにも、そういう
ものがある人は、おそらく非常に困難に
なるだろうと。せめて契約書がなく
ても、それに代わるべき、なんらかの記録、文書、
メモ、そういうものがあった方が、いいという
ことは申しとおりました。契約書は私
は絶対に必要なと思います。

それでは話を変えますが、Aという会社と著作権
者、単純な出版許諾契約として単行本を出し
たとした場合、今度はその著作権者Bという
出版社で文庫本を出す。この場合には法律的
にも道義的にも別に問題ないんですか。

単純許諾契約の場合には問題ないです。

ん

それは、Aという出版社では単行本を出したけれど、Bでは文庫本を出したというエディションの違いも先生は重視していらっしゃるね。

そうそう。

西村寿行とか五木寛之という著名というのか。実力のあつ作家の所へAという出版社が先生の単行本を出してほしい。いいだろうと。で、単行本でAという会社が出した。ところが、同じようなBという会社もやってきた。そんで、やっぱり非常に実力があるから、あつちでもこつちでも引っぱりだいでBにも出した。この場合にはどちらでも単行本許諾契約だね。この場合

裁判所

行

合には著作権者は単紙許諾契約違反とい
そういふようなこと問われませぬ。

著作者のモラルとしては替成で可ません
けんかし。そういふ事例はありませぬ。そ
れはやむをえないと思ひます。

単紙許諾契約である限りはそんはやむをえ
ない契約上は。

そうませぬ。

そうすると先程先生のおっしゃって下さった考え方
の中点一点。ちよと私どもが法律的に見て
どうもおかしいという感じがある部分は
Aという所から単行本として出して更にB
という会社から出さぬは作家としておかしいん

いる場合に、他から単行本が出たというとき
に最初の単行本出版社が著者に対して
契約違反を言い立てるといふことは、こ
れは一応、出版契約にありせんね。そ
の予約的ない一般の民事契約で、違約を
言い立てることはできると思ひます。

実際におりては、そういう例はほとんど
聞いたことがありません。かたせかと申しま
す。著者・出版社の関係が、そういうこ
とにないまじまいといふことでは、しやうね。

AとBの二つの会社で出るといふのは、いろん
な事情があつて出る、というのと思ひます。そ
ういふ場合でも、道義的には問題あることは

認めますけれども、法律違反だと単純許諾
 契約のある場合には言えませうか。単純許
 諾契約で、Aという会社に出そうか、Bという
 会社に出そうか、著作権者の権利ではないぞ
 か。ただ、それをするかいしないかは、そのとき
 の事情によろ。今もAという会社で出した
 けれども、おなじの約束どおりに速やかに本を
 出してられなかつたとか、これまでもいろいろ信
 頼を裏切られたにいうし、とでBという会社で
 出す場合もあると思うんです。そういう場
 合には単純許諾契約違反ではないが、別の違
 反にはなる可能性があると先生はおっしゃる
 いますけれども、なにかい場合もありませう

裁判所

ね。

なうない場合もあると思ひます。とい
うのは、今も触れられずしたように、著
者対出版社の關係は非常に複雑でして、
全部非常に同満にいけばよろしいんで
すけれども、著者の方から言へば、その
出版社は、せつかく約束したのに、後の態度
が、いしからんとか、その編集者は生意氣
であるとか、さういふ、さういふ言ひを
また、出版社の方から、その著者は横
柄であるとか、利己主義であるとか、いろ
いろ言ひしとか、あるでしよう。さう
すると、せつかく出版社と著者の間に、

備あつるべき、信頼の關係が夫わけていく。そ
ういふときに話が最初はさうだつたけれども
あと、具合が悪くなるや失われていくところがよく
起るんです。それを片端から契約違
反として言ひ立てるといふことは出版界の
モラルとしてどうか。著者、出版社の
關係から言つてもどうかという点でおそ
らく問題にならぬかいでしよう。

さうすると、先生の見解を整理しますと、著作
権者がAという会社が単行本を出した。また、
Bという会社が単行本を出した。この場合に
著作権者は単純許諾契約である場合には
単純許諾契約違反にはならぬが、いけれども

どういふ経過でもBという会社にまた出した
のか。その内容を吟味して著作権者に相当責
めらんるべき、問題があつた場合には不法行為の
責任なり不正競争防止の責任に問われらるこ
とがあるといふことですかね。
おっしゃるとおりです。

そうすると、そのBという会社が著作権者
出オに至つた事情がAという出版社側にも
信賴を失わせしめるようか問題がいろいろあ
つたといつた場合には著作権者としてはどうい
う問題は発生しませんね。

どういふことは裁判で決めらんるべき
ことだと思ひます。

そうすると、一概に A という所で単行本を出して、B という所で単行本を出したからすぐ契約違反だとか不法行為だ、不正競争防止法違反になるとは即結論付けることはできないでしょう。

それは、さつきから申し上げているように単純許諾契約に二つありまして、本を出す。はい、承知しました。という単純許諾とはつまり単行本なら単行本というところを決めた場合とでは多少取扱いが違うというだけのことです。

次に、先生が実務に携わるといふ感覚からソキ、まして、一つの会社で単行本を出して、そん

裁判所

別の会社で文庫本を出すとか、あるいは、文庫本をAという所から出してまたBという会社から文庫本を出すという場合に、三年以内の期間で、割と短い期間で複数回、会社から出す実情というものは非常に増えていると先程おっしゃる通りですね。

ええ。

私は、単純許諾契約であるが故にそのようなこと事態があつても別に問題はないんじゃないかと、法律的には、出版界の状況として望ましいいかどうかは別問題として、

単純許諾契約の場合に一番起りやすい、排他的許諾契約の場合には著作権者は一

元 出版社に相談としてイエス、ノーを
決めなければならぬ。出版権設定契
約だったらなおさら出版権者は著作権
者を尊重しなければなりません。

そうすると、排他的許諾契約や出版権設定
契約でないならば、三年、二年に關係なく出
すことは自由ということができますね。

そうです。

三年くらいたつまでは他々、会社が出すまいよ
うに出版社同士で遠慮しているという事例は
聞きますけれども、それは、Aという会社が
出版権設定契約を締結しておけば契約違反
反になるまいし、Bは出すまいとい

うこともしあるし。また、Bが出したい場合には
若干のお金をA社に払って出す。許可しても
らう」といふことはありませぬ。

(うんざり)

ところが、設定契約を締結してない場合には
どうしようか。B社とA社との間を取引というの。そ
ういふものは必ずしも必要ではないと思われま
せん。

必要ではないと思いませんか。だから、それは
出版界のモラルの問題であり、法的・実務
的な問題ではありません。

それは、あくまで著作権者とは関係のない出版
社同士の同業者として、配慮といふべきか。

うふうしこととすか。

ええ。美しい言葉ではそうだが。あるいは最終的には法律的には問題はなない。ソチャもんつけらへてああでもない。こいでもない。議論する。ソチャのみぞおのおお。金でも払っておく。

一〇年前の文庫本競争の結果は今おっしゃったようだが大出版社に働いて法的根拠がないとキ、にオリジナル出版社に対して一定の謝礼金が払われた。それを先程ロイヤリティーと言われた。これはもうまはである。ロイヤリティーという言葉はそうふうときに使う言葉では

ないです。

そうですね、取引が出版社同士で行われるという、
 とは出版に携わっている人たちがいまだに出版に
 関する契約とか、そうですね、ものさすよく理解して
 おろさない実情がまだあるために出版権設定
 契約もしていかない、単純出版許諾契約しか持
 っていないA社がB社に文句をつけて侵害だ
 とかいうことになってB社がうらやま、いから金を
 払う、そうですね、実情があるのでは無いでしょ
 うか。

残念ながらあると思っております。それを

ないように私どもは努力してまいります。

も、私は一般の圧力団体的な方法が世

の中にはいびこつてゐる限り。そういふこと
をいひないと言えないでしょう。

次に、単純な出版許諾契約 というものとい
わゆる契約をさね。著作権者と出版社との
法律関係で単純許諾契約に至つていないよう
な雑談というの。話し合ひというの。う度、
先生の作品を出して下さいよと一杯飲みながら
言うところあると思うんです。作家と編集者に
携わつてゐる人が。ああ、いいよ、と。いろんな話
をしますね。そういうた話の内容の中には、先
生が果たして、ところゝ会社に著作物を出させ
てくれるかどうか探りを入れるため打診みたい
なこともあれば正式な単純許諾契約と言

二 裁 判 所

表
半
所

えるものもあると思ふんぞ、と云ふようが区別

基準で、こゝう言えたら出版許諾契約と

認めらるべきだ。こゝの程度じゃ出版許諾

契約にすぎず、また至っていない人じゃないかと

いゝゝゝ先生の実務に携わっているお考え

からはどういふふうに受け止めをやらすか

大体、今ご指摘のとおり、著作者と編

集者の関係は、普通、出版社の社長が自

ら出向くという例は非常に少ないんで、

編集者と著者が雑談をする。あるいは

一杯飲んで話をすると、いうとき、自然

に自分はいゝゝゝうものを書きたい、いゝ

と、いゝゝゝ、もう、原稿が随分たまつたよ」といゝ

それから編集者の方では「今度、こんな
 本を出して下さい」とか、「そういう原稿
 が欲しいよ」とか、そういうのが日
 常雑談として出る。その限りによりて
 はそれは契約ではありません。編集者
 は厳密に申しますと、申以上の出版社
 ではそれから社に帰リサシメて編集会
 議を開いて、果たして、この著者にこ
 ういう本を書いてもらうて出版するこ
 とがいいかどうかを決めて、その線に沿
 うて、もう一度著者に正式に面会する
 ことにナグリサシメ、そこで初めて出
 版する。その著作物の内容はこうだ。

二 裁 判 所

題名はこうだといふしとかだんたん
決まらぬまゝいりませうで。そういふこ
とが、前段階として、雑談や酒飲
み話はそのまま、それが契約とは申せ
ません。

少くとも著作権者がその著作物をA社に
らA社に出版して行くか、どういふ意向を
打診した上で、会議を開いたり、いろいろする
と思ひますけれども、また、それはいつた人帰つた
後改めて正式といふか、公式といふか、そうい
う形で話を著作権者に持つて行き、一杯飲
くか、ばらめ雑談程度で域を超え、具体的
な定価だとか、いろいろ話し合はば、ない

限り契約とす。言えな。い。と。い。う。こ。と。な。ん。ぞ。か。

そ。と。ぶ。り。ぞ。

徳間書店 代理人(齊藤)

先程 出版に関する登録の語が出ました。

出版に関する登録というものは、出版権設定契

約に関する登録ぞね。

出版権設定登録ぞ。

出版権許諾に関しては登録という制度はない

ぞね。

設定された出版権に対する登録 契約に

つとは、は別にありませぬ。

そうしますと、登録をすると対抗力が生ずる

ということなんぞ。が、そ。の。対。抗。と。い。う。の。は。出

裁 判 所

表
半
所

版權設定。片や、ころころもまた出版權設
 定。出版權設定同士の問題なんぞね。
 A社に対して出版權設定をした。と、ころば、
 B社に対してもまた出版權設定をした。と、こ
 ろの優劣を決めない場合は、場合に登録で
 勝負をつける。と、ころば、ね。

いえ、違いました。

と、ころば、と、ころば、と、ころば、

1
 同一著作物の出版權設定がA社とB社に
 よってなされるというところか。

私に聞いているのは、その出版權設定登録という
 ものの効力として対抗力があると言いましたね。

ええ、第三者に対する対抗力ですね。

その第三者というものは、どういふ立場の人を言
うのか、というしごとです。

出版社と著作権者以外の人からゆる人々子。
つまり、著作権者は自分の著作物を出版
社に出してもらって出版権を設定して、
その両当事者以外の人が勝手に外部の人と
第三者と云います。

そうすると、不動産の対抗力と同じように、A
に売り渡した。更にBに売り渡した。それで
はどちらの優劣がわかるか、いから登記で決め
ましようというのと違ふんではない。この場合は、
不動産の登記の公示力と大変似ている点は
ありませぬ。しかし同じようには考えられ

裁

判

所

ないと思ひます、やはり、出版権登録は
 出版権登録として考へていたたいた方がい
 いんしやないでしようか。だから、同一著作
 物に出版権を登録は一つしかできないわけ
 で、また、別の人が同じ役所に行つて出版
 権を登録するといふときは、その役所は
 当然、受け付けないだらうと思ひます。
 出版権はたに一つです。著作権は幾つ
 のも諸分権に分かれておりませう。複製権、
 放送権。しかし、出版権は全出版のみ分
 野にまた、カバールされていふところから、排
 他的起源に於て、たから、一つの所に
 認めらるゝはかないんす。

そうすると、証人の理解では、いわゆる対抗力
 を生ずる第三者というものは、著作権者並びに
 設定登録をした出版権者以外すべての人を
 第三者というんだというところによろしいで
 すね。

そうです。

それから、悪意の場合には登録をしても対抗力
 を生じないというんです。それとも、悪意
 善意は関係なくて、それでも登録をして
 もいわゆる第三者に対抗力がない場合がある
 んでしようか。あるとしたら、どういふ場合
 でしようか。例えは、不動産の場合なんかは、
 判例で、善意的悪意者は駄目だとか、そういう

或 例

見解が、ありませぬ。それと同じようか、それが
出版権設定契約につきとも言えるんでしようか。

ちよつとよくあがりませんか、善意・悪

意には、か、あ、ら、ず、第、三、者、に、対、し、て、は、は

つきり、対、抗、力、を、持、つ、て、い、る、と、思、い、ま、す。

そうしませぬと、それに対して例外はないとい

う、こととすね。

はい。

控訴代理人 (菅原)

今が、対、抗、力、の、話、が、A社に出版権設定契

約を結ばして、それから、全く同じ。例えは

単行本につき、B社に対して同じようか、出版権設

定契約を締結する、とはありうるんで、あ

それは二重契約にながります。一つの同
 一著作物につけて二つの出版権がでる
 ことにながります。その場合、それはおそ
 らく裁判になるでしょう。

裁判になるといふことは後々話として。そう
 いう場合を予想されておられるんです。という
 ことですか。

そういふことを防ぐための抵抗力を
 えたんです。

だから、抵抗力をえたという意味が、つまり、
 登録制度というものがほとんど使われていない
 わけですか。それを前提にして聞いている
 んです。

表
半
戸

それには、やうき、申し上げたように、私は非常に残念な状態で、問題が起こつたとき、その出版権を対外的に証明する方法が、登録といつても、バツグンな、混雑に、なるという、とは考えます。したがって、昭和一九年に、確か、今、お話ししたような案件につつて、静岡の裁判所は、たとえ、登録がなくとも、第三者の事態を承知の上で、Aオオリジナル出版権を侵害したといふ、ことが明らかなる場合は、不法行為が成立する、と言つて、出版社を勝訴させておられます。そういう救済道があると、いふこと以外に、私はどうにもしようが、

ないと思ひます。

つまり、登録制度が普及されていらない以上、今お
っしゃった判例の考え方で、

そうです。つまり、不法行為が成立するの

どうかです。不法行為が何もなくて無邪

気に全然知らないうちにやられたという

ときにどうかあるか、これは専門家の判定

を待つばかりです。

そうしますと、二つの設定契約が存在して、今

徳間側の代理人が聞きましたね。不動産の

登記の場合の対抗力と本件登録の場合の対抗

力と同じというふうには考えていないわけですか。

それはやはり、対象が不動産と著作物

二

三

四

で違いますからね。それは両方分析した
専門家の論文も読んでおられますし何
とも言えませんが、対抗力という点では
同じです。

対抗力という言葉の上では同じだということ
ですね。

さうです。つまり、第三者に對して出版
権は登録によって対抗できる。つまり、

ある問題で訴訟が起されたときに出
版権が登録されておれば登録されたものとす

よりも出版権者は實に分かいい。自分の
立場を擁護することができるけれども、

登録がないと非常に出版社は自分の出版

権を証明するために苦勞するといふこと

より

之れでは、A社とB社が同じように設定契約を

締結した。ところが、後から締結したB社の

登録を以てしまつたといふ場合に、先

に出版権設定契約をしたA社はB社に対して

の關係ではどうなるんでしようか。

その場合、訴訟が起つたら、残念ながら

登録した方が有利でしようね。

有利といふ意味は、

といふことは、登録といふことによつてB

社の方が自分の権利を主張するの非常に非常

に有利である。だから、特にB社の方が

裁 判

A社を阻害する不法行為。その他、悪意のいふ人もあるが、あつた事情があつた場合には、おそらく裁判は、その人をして、いんしゃくするでしようけれども、法的に申し上げますとB社が登録して、それはA社は先に出版権設定をしたにもかゝらぬ、非常に不利な立場に陥るといふことになると思ひます。

甲第五ニ号証を示す

ニ一ページ、異例の文庫本出版権設定契約のうんぬんという記載があり、そのこと、この辺の事情を述べたといふこと、それは、今は、よくよく見ていきたいと思います。

東京高等裁判所第一三民事部

裁判所書記官

中島貞子



最高裁印 九号の一

裁判所